

水 第 814 号  
令和3年12月28日

漁業協同組合 J F しまね  
代表理事会長 岸 宏 様

島根県農林水産部長  
(水産課)

役員改選命令の履行について (通知)

令和3年9月30日付け指令水第599号により貴組合に命じた役員の改選  
(以下「役員改選命令」という。)については、その期日について令和3年12月31日から令和4年3月31日に変更することとした(令和3年12月28日付け指令水第814号)。

これは、令和3年12月27日付け漁しまね第82号で貴組合より、

- ① 役員改選命令を期日までに履行できる見込みはない
- ② 履行できない原因として、貴組合が2回に亘り推薦会議を招集するが、5名の推薦委員が欠席したため
- ③ 令和4年早々に改めて役員推薦会議を招集し、速やかに役員候補者を決定し臨時総代会にて役員改選を行う予定

との貴組合の報告を踏まえ役員改選命令の期日を変更したものである。

履行できない原因は、5人の推薦委員が欠席しているとのことであるが、これは、当該推薦委員が令和3年12月13日に貴組合に通知しているとおり、適切な役員改選手続が行われるか疑念を抱いているからである。また、当該推薦委員は、同通知で、会長が推薦会議の議事進行に関与しないこと、推薦会議の運用について事前に推薦委員に説明し理解を得ておくことなど、適切な役員改選手続を条件に出席する意向を示している。貴組合において当該通知を誠実に受け止め、当該推薦委員の理解を得た上で、適切に役員改選手続を進めるよう努力されたい。

以 上

指令水第 814 号

島根県松江市御手船場町 575 番地  
漁業協同組合 J F しまね  
代表理事会長 岸 宏 様

水産業協同組合法（昭和 23 年法律第 242 号）第 124 条第 2 項の規定により貴組合に命じた役員の改選について、令和 3 年 9 月 30 日付け指令水第 599 号の記の 1 の（1）の期日を令和 3 年 12 月 31 日から令和 4 年 3 月 31 日に変更します。

令和 3 年 12 月 28 日

島根県知事 丸山 達也